

●香川県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年2月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田乙井126番2地 先から さぬき市造田乙井91番1地先 まで	12.4~16.2	160	平成13年香川県告示第92号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年2月5日